

別記様式第1号（第3条関係）

（日本工業規格A4）

意 見 書	
商号、名称又は氏名	
貸金業者の概要	
	(当初登録年月日)
	(役員の状態)
	(問題点)
直前の検査結果	
苦情の状況	
行政処分等	
その他参考事項	

別記様式第2号（第4条関係）

（日本工業規格A4）

第 号  
年 月 日

（商号又は名称）

氏 名 様

（法人にあつては代表者の氏名）

熊本県知事

印

変更事項の登録について（通知）

年 月 日付で届出のあつた変更事項については、年 月 日  
付で貸金業者登録簿に登録したので通知します。

変更事項：

別記様式第3号（第7条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

貸 金 業 者 登 録 証 明 書

熊本県知事

様

申請者 商号又は名称  
氏 名  
(法人にあっては代表者の氏名)

印

下記のとおり、貸金業の規制等に関する法律第3条第1項の規定による登録を受けている(いた)ことを証明願います。

使 用 目 的	
提 出 先	

記

商 号 又 は 名 称	
氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
住 所	
主たる営業所の所在地	
登 録 番 号	熊本県知事 ( ) 第 号
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
業 務 停 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
業 務 停 止 営 業 所 等	

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

熊本県知事

印



別記様式第5号（第13条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

商号又は名称

従たる営業所等の名称

代表者又は責任者名

印

営業所等の所在報告書

貸金業者登録簿に登録された営業所等について、別紙のとおり報告します。

別紙

(日本工業規格A4)

登 録 番 号	熊本県知事 ( ) 第 号			
貸金業協会会員番号				
商号又は名称				
営業所等の名称				
所在地	電話番号 ( ) -			
営 業 所 等 の 概 要	(ふりがな) 代表者氏名	生年 月日	明 大 年 月 日 昭	
	職名及び 職務内容			
	業務を遂行する 権限の基礎	1 代表権者がいる 3 委任契約による委任	2 社内規則等による委任 4 その他(具体的に)	
	常時行っている 業務内容	1 金銭の貸付け 3 媒介	2 債権の回収 4 その他(具体的に)	
	貸金業に従事 する使用人の数			
	事務所の占有	1 自己所有      2 賃 貸      3 その他(具体的に)		
	事務所の 規模・設備	(規模) (設備)	平方メートル	
(参考) 貸金業に従事する使用人の数が50人以上の場合は、代表者の権限を代行する地位にある者を記載する。				

(注) 代表者とは、当該営業所等の業務を統括する者(本店長、支店長、営業所長、事務所長等)をいう。

別記様式第6号（第14条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

登録番号 熊本県知事（ ）第 号

住所

商号又は名称

氏名（法人は代表者） 印

電話番号（ ） -

作成者

業務報告書の提出について

貸金業の規制等に関する法律第42条の規定に基づく業務報告書を、別紙のとおり提出  
します。

貸付残高500億円超  
貸付残高500億円以下  
（該当する箇所を○で囲む）

資本金1千万円以上  
（資本金1千万円以上の法人は、  
貸借対照表と損益計算書を添付してください）  
資本金1千万円未満  
（該当する箇所を○で囲む）

第 期 { 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで }

別紙 1

(日本工業規格 A 4)

登録番号 熊本県知事 ( ) 第 号

貸金業者名

1 貸付金の種別残高 ( 年 3 月末)

(単位：件、千円、%)

貸付種別		件 数		残 高		平均約 定金利
		件	構成割合	千円	構成割合	
消 費 者 向	無 担 保 (住宅向を除く)	件	%	千円	%	%
	有 担 保 (住宅向を除く)					
	住 宅 向					
	計					
事 業 者 向	貸 付					
	手 形 割 引					
	計					
合 計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

- 1 平均約定金利は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 2 平均約定金利は、算出不能の場合には推定値を記載する。
- 3 住宅向は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいう。  
住宅を担保に住宅ローン以外の貸付を行う場合を含まない。
- 4 担保には保証を含めない。
- 5 構成割合は合計に対する割合を記載する。
- 6 株式取得資金の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 7 残高は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。



別紙 2

(日本工業規格 A 4)

登録番号 熊本県知事 ( ) 第 号

貸金業者名 \_\_\_\_\_

## 2 業種別貸付残高 ( 年 3 月末)

(単位：件、千円、%)

貸付種別	件数・残高		先 数		残 高	
	件	構成割合	千円	構成割合	千円	構成割合
製 造 業		%				%
建 設 業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
運 輸 ・ 通 信 業						
卸売・小売業、飲食店						
金 融 ・ 保 険 業						
不 動 産 業						
サ ー ビ ス 業						
個 人						
そ の 他						
合 計		100				100

(記載上の注意)

- 1 貸付残高 500 億円超の業者のみ記入する。
- 2 業種別貸付残高は貸付先の主な事業により分類する。
- 3 「サービス業」とは物品賃貸業（リース、レンタル等）、旅館業、広告業等（駐車場、娯楽施設等の経営を含む）をいう。
- 4 表 1 の消費者向け計と表 2 の個人欄の金額は一致する。

別紙3

(日本工業規格A4)

登録番号 熊本県知事( )第 号

貸金業者名

## 3 貸金業協会等への加入状況等 ( 年3月末)

1	(社)貸金業協会に加盟している
2	(社)日本抵当証券協会又は(社)抵当証券業協会に加盟している
3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している
4	日本事業者金融協会に加盟している
5	(社)日本クレジット産業協会に加盟している
6	日本クレジットカード協会に加盟している
7	割賦購入あっせん業者として登録されている
8	電気機械器具関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
9	自動車関係の公益法人に加盟している(関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
10	日本百貨店協会、全国月賦百貨店組合連合会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している(関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)
11	建設・不動産関係の公益法人に加盟している
12	質屋の許可を受けている
13	(社)リース事業協会に加盟している
14	日賦貸金業者として登録されている
15	上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること	

## (記載上の注意)

- 1 1～15の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 「関係会社」とは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第5項における関係会社をいう。



別記様式第8号（第17条関係）

（日本工業規格A4）

第 号  
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業の規制等に関する法律による意見聴取について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第44条の3第1項の規定に基づき、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。）の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。なお、回答は、年 月 日までに行われるようお願いします。

記

法第4条第1項第1号に掲げる登録申請者の商号、名称又は氏名	当該登録申請者が法第5条第1項の登録を受けている場合には、その登録番号
	熊本県知事（ ）第 号

（注）当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

別記様式第9号（第17条関係）

（日本工業規格A4）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第44条の3第1項の規定に基づき、別紙「年 月 日付け 第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。）があるとは認められない。

別記様式第 10 号（第 17 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について  
貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づき、  
年 月 日付け 第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 6 条第 1 項第 号に該当する事由があると認められる。

別記様式第11号（第17条関係）

（日本工業規格A4）

第 号  
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業の規制等に関する法律による登録拒否について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第44条の3第1項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第6条の規定により、その登録を拒否をした者について、下記のとおり通知します。

記

- 1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取）
- 2 拒否年月日

別記様式第 12 号 (第 19 条関係)

(日本工業規格 A 4)

第 号  
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業の規制等に関する法律による意見聴取について

貸金業の規制等に関する法律(以下「法」という。)第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、法第 6 条第 1 項第 6 号又は第 8 号から第 13 号までに該当する事由(同項第 8 号から第 10 号まで又は第 13 号に該当する事由にあつては、同項第 6 号に係るものに限る。)又は法第 13 条の 3、第 21 条第 1 項(第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 条の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。)第 24 条第 3 項、第 24 条の 2 第 3 項若しくは第 24 条の 3 第 3 項の規定に違反する事実の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。

記

意見聴取の対象となる貸金業者の商号、 名称又は氏名	当該貸金業者の登録番号
	熊本県知事 ( ) 第 号

(注)当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。



別記様式第13号（第19条関係）

（日本工業規格A4）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第44条の3第2項の規定に基づき、別紙「年 月 日付け第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。）又は法第13条の3、第21条第1項（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実があるとは認められない。

別記様式第 14 号（第 19 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、  
年 月 日付け 第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項第 号に該当する事由があると認められる。

別記様式第15号（第19条関係）

（日本工業規格A4）

第 号  
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業の規制等に関する法律による命令又は登録取消しについて

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第44条の3第2項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第36条又は法第37条1項の規定等により、命令又は登録を取り消した者等について、下記のとおり通知します。

記

法第36条の規定により命令した者

- 1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取）
- 2 処分年月日

法第37条第1項の規定により登録の取消しをした者

- 1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取）
- 2 処分年月日

規則第5条の2に規定する廃業等の届出があった者

- 1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取）
- 2 廃業年月日

別記様式第 16 号（第 20 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号  
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 4 の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象となる貸金業者

※個人の場合

氏 名

生年月日

住 所

※法人の場合

商 号

所 在 地

代表者名

2 法第 6 条第 1 項第 号に該当する事由の有無に係る意見

法第 6 条第 1 項第 号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、当該貸金業者に対して適切な措置をとることが必要であると認められる。

別記様式第17号（第27条関係）

指定契約書（参考例）

社団法人熊本県貸金業協会（以下「甲」という。）と〇〇信用情報機関（以下「乙」という。）とは、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第30条第1項に基づいて、過剰貸付けの防止のために甲が乙を指定するに当たり、次のとおり契約する。

（契約方針）

第1条 甲及び乙は、本契約の締結に当たり、次の点を契約の方針として確認する。

- 1 甲及び乙は、貸金業の規制等に関する法律（以下「規制法」という。）その他各種法令及び規制法に関する事務ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。
- 2 甲及び乙は、互いの自主性を尊重しつつ、過剰貸付けの防止のために積極的に協力し合うものとする。
- 3 乙は、規制法並びに関係法令及びガイドライン等に従い、乙の業務運営規則に定める基準に適合していることの審査を行うものとする。
- 4 乙は、貸金業者から乙への入会の申込みがあった場合には、原則として甲の会員であることを確認し、乙の運営規則に定める基準に適合していることの審査を行うものとする。
- 5 甲は、甲の会員が乙を利用するに当たっては、乙の運営規則を遵守すること、及び乙の信用情報の整備・充実に協力するよう指導を行うものとする。

（信用情報の取扱い）

第2条 甲は、甲の会員が乙を利用するに当たり、信用情報の適正な取扱いを確保するため、次の点に留意させるものとする。

- 1 信用情報を乙に登録するに当たっては、乙の定める内容及び方法により、資金需要者の同意を得ることとする。
- 2 信用情報を乙に登録する場合には、正確かつ最新のものとなるよう努めるとともに、既登録情報に関し、変更を必要とする場合には、速やかに当該事実を乙に報告することとする。
- 3 信用情報の乙への照会及びその使用は、資金需要者の返済又は支払能力の調査に必要な場合、又は資金需要者本人（以下「本人」という。）からの自己の信用情報に係る問い合わせ等に対応するために必要な場合に限ることとする。
- 4 信用情報は、本人のプライバシーに関わる事項であることにかんがみ、その秘密を保持し、漏洩を防止するため万全を期することとする。
- 5 本人から自己の信用情報に係る問合せ等があった場合は、適切かつ迅速な処理が図られるよう努め、また、乙から、本人からの問合せ等の処理のため協力依頼があった場合には、誠意をもってこれに応ずることとする。

(問合せ等の処理)

第3条 乙は、本人から自己の信用情報に係る問合せ等があった場合には、乙の運営規則により、誠意をもって適切かつ迅速な処理が図られるよう努めるものとする。なお、その問合せ等の内容が甲に波及する問題である場合には、甲及び乙は、互いに協力してその処理に当たるものとする。

(利用停止)

第4条 乙が甲の会員に対してその利用を停止するに当たっては、乙は、乙の運営規則に従って処理を行い、甲に通知するものとする。

(届出及び報告)

第5条 甲及び乙は、ガイドラインの定めるところに従い、所要の届出書及び報告書等を甲を所轄する都道府県に2部提出するものとする。

(契約の解除)

第6条 甲及び乙は、本契約の履行を著しく妨げる事態が発生した場合には、契約期間満了前と言えども契約を解除することができる。

(協議)

第7条 本契約に定めのない事項及び条文の適用等について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、協議のうえ、処理する。

(契約期間)

第8条 本契約の有効期間は契約締結後3年間とするが、有効期間満了の時点で甲及び乙のいずれからも異議が述べられない場合には、3年ごとに更新されるものとする。

本契約の証としてこの証書2通を作成し、甲、乙、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 社団法人熊本県貸金業協会  
会 長 印

乙 ○○信用情報機関  
代表者 印

別記様式第18号（第27条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
名称  
協会長名 印

指定契約締結届出書

指定契約を締結しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 指定契約を締結した貸金業協会と信用情報機関の概要

協会・機関名項目	社団法人熊本県貸金業協会	〇〇信用情報機関
① 名称及び代表者名		
② 所在地及び電話番号		
③ 設立年月日		
④ 指定契約締結年月日		

(参考) これまでの指定契約状況

信用情報機関名	指定契約締結年月日

2 信用情報機関の概要

① 名称			
② 代表者名			
③ 所在地	(郵便番号 )	電話番号 ( )	—
④ 設立年月日			
⑤ 資本金			
⑥ 営業地域			
⑦ 株主(出資者)構成			
氏 名	保有する議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合	
		%	
その他 ( 名)			
計 ( 名)		100	
⑧ 組織・機構・人員			
⑨ 役員			
	役 職	氏 名	
⑩ 事業内容			



⑪ 会員に関する事項

1 会員資格

( )

2 会員数

( )

⑫ 登録情報に関する事項

1 登録情報項目			
顧客の識別のための情報	取引状況に関する情報	延滞等の事故情報	その他
2 登録情報量	件 (名寄せの有無: 有 ・ 無 )		
3 事故情報量	件		

⑬ 利用料金に関する事項

( )

- (注) 1 組織形態が株式会社組織でない場合は、各々の組織形態にあわせて記載するものとする。  
 2 「株主(出資者)構成」は、保有する議決権の数の多い順に従い、5名を記入する。  
 3 「議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する議決権をいう。  
 4 「総株主等の議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。  
 5 「組織・機構・人員」については別葉にして組織図等の書類を添付する。  
 6 「会員数」は会社数及び店舗数を業種別に記載する。  
 7 登録情報量、事故情報量については、見込数を記載する(既に設置している場合は直近の実績とする)。  
 8 利用料金については、例えば加盟料金、基本料金、年会費、照会料金、開示料金等に別けて記載する。  
 9 本紙に記載しきれないときは、別の書面に記載し、添付する。

3 添付書類

- (1) 指定契約書の写し
- (2) 貸金業協会の定款、規則(過剰貸付けの防止及び信用情報機関に関するもの)
- (3) 信用情報機関の定款
- (4) 信用情報機関の業務運営に関する規則
- (5) 信用情報機関の業務の内容等を周知する書類(パンフレット等)

別記様式第19号（第27条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
名称  
協会長名

印

信用情報機関の設置届出書

信用情報機関を設置しましたので、別添のとおり届け出ます。

1 信用情報機関の概要

① 名称		
② 代表者名		
③ 所在地	(郵便番号 ) 電話番号 ( ) -	
④ 設立年月日		
⑤ 資本金		
⑥ 営業地域		
⑦ 株主(出資者)構成		
氏 名	保有する議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
		%
その他 ( 名)		
計 ( 名)		100
⑧ 組織・機構・人員		
⑨ 役員		
役 職	氏 名	
⑩ 事業内容		

⑪ 会員に関する事項

1 会員資格

{ } )

2 会員数

{ } )

⑫ 登録情報に関する事項

1 登録情報項目			
顧客の識別のための情報	取引状況に関する情報	延滞等の事故情報	その他
2 登録情報量	件 (名寄せの有無: 有 ・ 無 )		
3 事故情報量	件		

⑬ 利用料金に関する事項

{ } )

(注) 1 組織形態が株式会社組織でない場合は、各々の組織形態にあわせて記載するものとする。なお、貸金業協会内に信用情報機関を設置した場合は、上記の項目に関し、次により記載するものとする。

(1) ①については、協会名及び信用情報機関の名称を記載する。

(2) ②については、協会の代表者名及び信用情報機関の責任者名を記載する。

(3) ⑤、⑦については、記載は不要とする。

(4) ⑧、⑩については、協会及び信用情報機関各々について記載する。

(5) ⑨については、協会について記載する。

(6) その他の項目については、信用情報機関について記載する。

2 「株主（出資者）構成」は、保有する議決権の数の多い順に従い、5名を記入する。

3 「議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する議決権をいう。

4 「総株主等の議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。

5 「組織・機構・人員」については別葉にして組織図等の書類を添付する。

6 「会員数」は会社数及び店舗数を業種別に記載する。

7 登録情報量、事故情報量については、見込数を記載する（既に設置している場合は直近の実績とする）。

8 利用料金については、例えば加盟料金、基本料金、年会費、照会料金、開示料金等に分けて記載する。

9 本紙に記載しきれないときは、別の書面に記載し、添付する。

2 添付書類

1 定款

2 信用情報機関の業務運営に関する規則

3 信用情報機関の業務の内容等を周知する書類（パンフレット等）

別記様式第20号（第27条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
名称  
協会長名

印

業務報告書

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの業務の状況を下記のとおり報告します。

記

## 1 届出事項のうち変更のあった事項

変更年月日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 前	変 更 後

## 2 登録情報量及び照会件数

① 登録情報量	件（名寄せの有無：有・無）
うち事故情報量	件
② 会員からの照会件数	件（一事業年度間の照会件数）

## 3 問合せ・相談件数、異議申出件数、開示件数、及び情報の訂正・削除件数

（一事業年度間の件数）

① 問合せ・相談件数	件
② 異議申出件数	件
③ 情報の開示件数	件
④ 情報の訂正・削除件数	件

## 4 添付書類

決算書

別記様式第21号（第27条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

所在地  
 名称  
 協会長名 印

情報交流に関する届出書

信用情報機関相互間で情報交流を実施しますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 情報交流の概要

項目	信用情報機関名	〇〇信用情報機関 (〇〇貸金業協会)	提携先〇〇信用情報機関
① 名称及び代表者名			
② 所在地及び電話番号			
③ 交流情報の内容			
④ 交流対象情報量			
⑤ 交流地域			
⑥ 交流実施日			
⑦ プライバシー保護に関する事項			
⑧ その他特記事項			

（注）必要に応じ、適宜様式を修正して記載すること

2 添付書類

- （1）情報交流に関する契約の写し
- （2）情報交流に関する運営規則の写し

別記様式第 22 号 (第 29 条関係)

(日本工業規格A4)

貸金業関係苦情受付処理状況票

受付	平成 年 月 日		来庁・電話・文書・メール		完結	平成 年 月 日	
申出人	氏名			債務者	氏名 年齢 才		
	住所 TEL				住所 TEL		
同行者	氏名		債務者との関係	同行者	氏名		債務者との関係
	債務状況		社(者) 万円		職業		勤務先
債務状況	うち 貸金業者		社(者) 万円	債務者の状況	収入	月額 万円	うち 返済可能額 万円
	業者名				利用のきっかけ		
苦情の相手方	住所		TEL	返済状況			
	登録番号 (O印を付す)	1 財務(支)局長 ( ) 号 知事		その他			
		2 無登録の疑いのある者		申出人への確認		業者への氏名・内容等の開示 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可( )	
	業態 (O印を付す)		消費者向 事業者向 日賦 電話担保	警察・都道府県等への情報提供		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
担当者		債務額	万円	警察・都道府県等への氏名・内容等の開示		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可( )	
				警察・都道府県等から申出人への接触		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
苦情の内容 (O印を付す)	1 債務整理に係るもの (具体的内容)						
	2 法令等違反に係るもの以外のもの (1)保証契約(保証業者) (2)帳簿の開示 (3)その他						
紹介先 (O印を付す)	3 法令等違反に係るもの (1)取立て行為 (2)契約内容 (3)金利 (4)年金担保 (5)その他						
	1 貸金業協会 (具体的内容)						
処理結果 (O印を付す)	2 弁護士会						
	3 裁判所						
4 警察							
5 都道府県等							
6 公的融資制度等							
7 その他							
7 その他 (処理経過)							

別記様式第23号 (第29条関係)

(日本工業規格A4)

消費者金融相談記録簿

受付	相 談 者	相 談 内 容
月 日	住所	業者名 県・財務 日賦・非日賦
担当	氏名 匿名 男・女 才 TEL 債務者・保証人	
月 日	住所	業者名 県・財務 日賦・非日賦
担当	氏名 匿名 男・女 才 TEL 債務者・保証人	
月 日	住所	業者名 県・財務 日賦・非日賦
担当	氏名 匿名 男・女 才 TEL 債務者・保証人	
月 日	住所	業者名 県・財務 日賦・非日賦
担当	氏名 匿名 男・女 才 TEL 債務者・保証人	
月 日	住所	業者名 県・財務 日賦・非日賦
担当	氏名 匿名 男・女 才 TEL 債務者・保証人	



別記様式第 24 号 (第 29 条関係)

(日本工業規格A4)

貸金業関係苦情処理総括表( 年 月分)

1 受付状況

(単位:件)

	財務(支)局長登録業者 に係るもの	都道府県知事登録業者 に係るもの	無登録の疑いのある者 に係るもの	計
	うち日賦貸 金業者	うち日賦貸 金業者		
来 庁				
電 話				
文 書				
メー ル				
計				

2 苦情内容・処理結果

(単位:件)

		財務(支)局長登録 業者に係るもの	都道府県知事登録 業者に係るもの	無登録の疑いの ある者に係るもの	計
		うち 日賦貸 金業者	うち 日賦貸 金業者		
苦 情 の 内 容	1 債務整理に係るもの				
	2 法令等違反に係るもの以外のもの				
	(1) 保証契約(保証業者)				
	(2) 帳簿の開示				
	(3) その他				
	3 法令等違反に係るもの				
	(1) 取立て行為				
	(2) 契約内容				
	(3) 金利				
	(4) 年金担保				
(5) その他					
	計				
紹 介 先	1 貸金業協会				
	2 弁護士会				
	3 裁判所				
	4 警察				
	5 財務局等				
	6 公的融資制度等				
	7 その他				
		計			
処 理 結 果	1 事実関係の確認				
	2 業者への協力要請				
	3 指導による是正				
	4 行政処分				
	5 警察への情報提供				
	6 紹介先の案内				
	7 その他				
		計			